

経済・財政一体改革推進委員会 運営規則（改正案）

平成 27 年 8 月 10 日
経済財政諮問会議
経済・財政一体改革推進委員会
平成 27 年 12 月 25 日一部改正
平成 29 年 2 月 16 日一部改正

（委員会の運営）

第 1 条 経済・財政一体改革推進委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（会長）

第 2 条 会長は、委員会の事務を掌理する。

2 会長が委員会に出席できない場合は、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の欠席）

第 3 条 委員会に属する委員が委員会を欠席する場合は、代理人を委員会に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 委員会を欠席する委員は、会長を通じて、委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

3 会長は、委員会の議題等により必要があると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、委員会を開くことができる。

（委員以外の者の出席）

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

(ワーキング・グループ)

第6条 委員会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設置することができる。

2 ワーキング・グループへの委員の分属については、委員会の定めるところによる。但し、委員は、所属するワーキング・グループ以外のワーキング・グループにオブザーバーとして参加することができる。

3 ワーキング・グループには、その事務を管理するため、主査を置く。主査がワーキング・グループに出席できない場合は、あらかじめ主査が指名する委員が、その職務を代理する。

4 ワーキング・グループにおいては、委員以外の有識者をメンバーとして所属させることができる。ワーキング・グループのメンバーは委員会及び所属するワーキング・グループ以外のワーキング・グループにオブザーバーとして参加することができる。

(議事内容等の公表)

第7条 会長は、委員会における議事の内容等を、委員会終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

2 前項の規定に関わらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、会長が委員会の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この運営規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。